

都道府県中間年評価書（案）

資料No. 3

| | | | | | |
|--|--------|--|------------|--------|---------------|
| 都道府県名 | 岩手県 | 担当部署 | 農林水産部農業振興課 | | |
| (市町村数) ① 全市町村数：33 ② 対象市町村数：33 ③ 促進計画策定市町村数：32 ④ 交付市町村数：31 | | (協定数) ① 協定数：1,148 ② 基礎単価：158、体制整備単価：990 ③ 集落協定：1,107 ④ 個別協定：41 | | | |
| (交付面積) ① 耕地面積：150,800ha ② 対象農用地面積：27,269ha ③ 交付面積：23,929ha（基礎単価2,017ha、体制整備単価21,912ha） ④ 加算単価面積：1,274ha（集落連携・機能維持加算1,065ha、超急傾斜農地保全加算209ha） ⑤ 地目別交付面積：田22,175ha、畑594ha、草地727ha、採草放牧地433ha ⑥ 交付基準別交付面積：急傾斜14,073ha、緩傾斜9,800ha、高齢化率・耕作放棄率の高い農地56ha | | | | | |
| 交付総額 | 35.8億円 | 配分割合 | (個人) | 21.3億円 | (共同取組) 14.5億円 |
| (協定の概要) ① 1 協定当たりの参加者数：26人、交付面積：21ha、交付金額：312万円 ② 参加者1人当たりの交付金額：12万円 ③ 1市町村当たりの協定数：37協定、交付面積：772ha、交付金額：11,548万円 | | | | | |
| 交付金交付の評価（運用第17等） | | | | | |
| 1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 1,085集落協定（98%）において着実に実施されている。 | | | | | |
| 2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 (1) 集落協定 耕作放棄の防止等の活動は1,084協定（98%）、水路・農道等の管理は1,100協定（99%）、多面的機能を増進する活動は1,088協定（98%）で着実に実施されている。 (2) 個別協定 耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動の全ての項目について、必須とされている協定のすべてにおいて着実に実施されている。 | | | | | |
| 3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 (1) 集落協定 960協定が体制整備単価に取り組んでおり、進捗状況は以下のとおり。 | | | | | |
| ①農用地等保全体制整備（必須） 932協定（97%）において、着実に実施が見込まれる。 | | | | | |
| ②地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択） | | | | | |
| ・A要件（機械・農作業の共同化、農業生産条件の強化等） 224協定が選択し、203協定（91%）で要件達成が見込まれる。 | | | | | |
| ・B要件（新規就農者の確保、加工・販売等） 19協定が選択し、18協定（95%）で要件達成が見込まれる。 | | | | | |
| ・C要件（集団的かつ持続可能な体制整備） 759協定が選択し、751協定（99%）で実施が見込まれる。 | | | | | |

③加算措置の取組

- ・集落協定の広域化支援
16協定が選択し、14協定（88％）で要件達成が見込まれる。
- ・小規模・高齢化集落支援
1協定が選択し、要件達成が見込まれる。
- ・超急傾斜農地保全管理加算
15協定が選択し、14協定（93％）で要件達成が見込まれる。

(2) 個別協定

①利用権設定等として取り組むべき事項（必須）

4協定（100％）において、要件達成が見込まれる。

②加算措置の取組

（該当協定無し）

4 集落協定内における話し合いの状況

1,057協定（95％）において、話し合いが十分に行われており、50協定（5％）については、市町村が指導・助言を行うことにより、着実な実施が見込まれる。

5 集落戦略への取組状況

19協定（2％）で作成済み、78協定（7％）で作成中であり、こうした協定を含む571協定（52％）において、集落戦略を作成済みの集落では描いた将来像の実現に向けた取組の実施、集落戦略を未作成の集落では作成が見込まれる。

・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外）：612協定

・指導・助言が必要な協定数：536協定

（「指導・助言」の内訳：別紙1）

※指導・助言で多かったもの

- 協定参加者の意向把握：445協定
- 農業者や農業生産活動の状況を提示：109協定
- 市町村、JA、農地中間管理機構との連携強化：91協定
- 共同取組活動や集落行事の再点検：74協定
- 協定近隣集落等の連携強化：69協定

集落協定内における「話し合い」、「集落戦略」への取組に対するものが多い

・返還等の措置が必要な協定数：0協定

制度の評価（成果と課題）

①農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用）

1,107集落協定へのアンケート調査の結果、862協定（78％）において、認定農業者や集落営農組織、新規就農者を担い手に位置づけている。

次期対策以降において、協定農用地を現状維持、または拡大して取り組むことができるとした692集落協定（63％）では、協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の共同活動ができる体制が整備できたと考えている。

その理由としては、担い手への農地集積・集約面積の増加（38％）、生産組合や法人の設立（18％）が回答されており、本制度により人材の確保・育成、農地利用の促進が着実に進んでいるものと考えられる。

一方、高齢化によるリーダー不足や担い手不足などにより、次期対策以降、荒廃農用地が発生する可能性がある、または一部農用地を除外せざるを得ないとしている協定も多く、制度の取組継続にあたり、担い手の確保・育成が必要である。

②所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流）

高収益作物の導入には85協定、農産物の加工・販売には25協定、体験民宿や棚田オーナー制には42協定が取り組んでいる。

21集落協定は、農産物の加工・販売や都市農村交流により協定農用地の維持等が可能としており、こうした取組の拡大が必要である。

③集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化）

第4期対策に取り組まない場合、898集落協定（81%）、36個別協定（88%）が、耕作放棄地が生じるとしており、本制度は、耕作放棄地の発生防止につながっている。

また、950集落協定（86%）が、本制度に取り組むことにより集落の協働意識が高まったとしており、集落維持における本制度の役割は大きいと考えられる。

なお、本制度に加えて、多面的機能支払制度や環境保全直接支払制度に取り組む603集落協定のうち、559協定（93%）が、これらの制度に併せて取り組むことにより水路や農道の維持管理等の内容が充実したほか、鳥獣害防止や、地域活動の活発化など、多面的機能の維持・増進が一層図られたとしている。

一方、制度ごとに事業計画を作成し、出役計画、支払等を全て区分する必要があるなど、複数制度への取組に要する事務負担の軽減が課題とされている。

④行政取組等（県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援）

市町村を対象とした担当者会議の開催等により、制度の適正かつ円滑な実施を進めるとともに、優良な取組に対する表彰やその広報等により、取組の波及や県民理解の醸成を図っている。

また、出先機関毎に設置した中山間地域農業の活性化に係る支援チームの活動を通じて、地域ビジョンの作成やリーダー育成など、市町村の推進活動を支援している。

⑤制度全体に係る総合的な評価

本制度を実施する31市町村全てと1,138協定（99%）において、今後も制度の継続が必要としている。

そのうち、26市町村（84%）と934協定（81%）は、現行のまま制度を継続する必要があるとしているが、5市町（16%）と204協定（18%）は制度の一部改善が必要としており、以下の事項について改善を求めたい。

- 集落戦略の作成以外による交付金返還に関する緩和措置
（例：協定締結期間の半分以上取組農地についての緩和）
- 積雪などの気象条件も勘案した地域指定
- 事務の簡素化

「指導・助言」の内訳

| 対応の方向 | 集落協定数 | 個別協定数 |
|-----------------------------|-------|-------|
| ① 話し合い活動の充実 | 45 | 0 |
| ② 非農家等多様な人材の参画推進 | 12 | 0 |
| ③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化 | 91 | 0 |
| ④ 地域外者等との連携強化 | 4 | 0 |
| ⑤ 近隣集落等の連携強化 | 69 | 0 |
| ⑥ 活動内容の再検討（変更） | 38 | 0 |
| ア 活動目標 | 37 | 0 |
| イ 達成目標 | 4 | 0 |
| ウ 加算措置 | 0 | 0 |
| エ 単価 | 0 | 0 |
| ⑦ 組織的な営農活動の導入 | 8 | 0 |
| ⑧ 共同取組活動の充実 | 12 | 0 |
| ⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）＊ | 74 | 0 |
| ⑩ 協定参加者の意向把握＊ | 445 | 0 |
| ⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）＊ | 109 | 0 |
| ⑫ その他（ ） | 27 | 0 |

＊は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目
注） 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

「返還措置等」の内訳

| 指導内容 | 集落協定数等 | |
|---|--------|-------|
| | 件数 | 金額(円) |
| ① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還) | 0 | 0 |
| ② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還) | 0 | 0 |
| ③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止) | 0 | 0 |
| ④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止) | 0 | 0 |
| ⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還) | 0 | 0 |
| ⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還) | 0 | 0 |
| ⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止) | 0 | 0 |
| ⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還) | 0 | 0 |
| ⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止) | 0 | 0 |

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

| 都道府県名 | 岩手県 | 担当部署 | 農林水産部農業振興課 |
|--|-----|------|------------|
| 1 市町村の取組に関する集計 | | | |
| <p>(1) 推進体制</p> <p>①市町村数 31市町村</p> <p>②1市町村当たりの担当者数 1人</p> <p>③業務の内訳 1位：協定書の審査や交付金の交付事務 2位：集落等への事務支援 3位：実施状況の確認 4位：共同取組活動等への指導・助言</p> <p>(2) 支援体制</p> <p>①関係機関・団体との連携状況及び②連携の内容 ア：市町村他部局 6市町に連携が見られ、多面的機能支払担当部署などとの情報提供が行われている。 イ：都道府県の出先機関 31市町村すべてに連携が見られ、制度に係る問合せや情報提供等が行われている。 ウ：JA 6市村に連携が見られ、農業生産活動等に関する指導が行われている。 エ：農業委員会 14市町村に連携が見られ、荒廃農地調査のデータ提供等が行われている。 オ：土地改良区 3市町に連携が見られ、更新水路の情報提供や自然災害時の情報共有が行われている。 カ：農地中間管理機構 4市町に連携が見られ、農地の貸借の相談等が行われている。</p> <p>③「支援チーム」による取組：なし</p> <p>(3) 集落等への支援内容・効果</p> <p>①市町村が行った支援内容 事務支援、説明会の開催、制度に関する照会対応など。</p> <p>②市町村による支援の効果 制度の理解醸成 ・集落戦略の作成を促し、平成30年2月現在で6市町19協定が作成した。 取組の拡大 ・第4期対策では、制度に取り組む協定数が平成27年実績で1,132協定であったが、平成29年度実績は1,148協定となり、16協定の増加が見られた。また、交付面積は平成27年度実績で23,111haであったが、平成29年度実績では23,929haとなり、818haの増加が見込まれる。</p> <p>③市町村の自己評価結果 ◎が2町、○が29市町村</p> | | | |

2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価

(1) 市町村の推進活動等に関する評価

いずれの市町村も、協定への指導や現地確認を適切に行うことで、協定農用地が適切に維持管理されている。

(2) 今後、必要な支援

第4期対策に入ってから、毎年取組面積が増加しているが、平成29年度は前年度から微増の見込みであり、増加が頭打ちに近い状態となっている。また、協定構成員の高齢化も進んでいることから、今後は制度に継続して取り組んでいけるよう、集落間連携による協定の広域化など、協定農用地の維持・拡大のに向けた一層の支援が必要である。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

庁内では、多面的機能支払や環境保全型直接支払など、日本型直接支払の担当課と連携した一体的な推進体制を構築するとともに、出先機関（4広域振興局6農林振興センター）を通じて、市町村の推進活動へのきめ細やかな支援を行っている。

また、毎年度春と必要に応じて、県の出先機関や市町村を対象とした担当者会議を開催し、制度改正や留意事項などを遅滞なく周知している。

加えて、県内の中山間地域において地域の個性を活かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等に対する表彰とその情報発信により、優良な取組の他地域への波及を図るなど、中山間地域の活性化を推進している。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

| | |
|------|----------------------|
| No.1 | 集落等からの相談及び照会への対応 |
| No.2 | 制度に係る情報提供 |
| No.3 | 担当者会議の開催（制度の改正点の周知等） |

市町村に対する支援の効果

集落等からの照会に素早く対応し、取組面積の拡大等が支障なく行われた。また、制度の改正について周知することで、加算措置に取り組む面積や集落戦略を作成する協定数が増加し、有益な効果が見られた。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

市町村担当者等への情報提供等を通じ、制度の理解促進や事務の円滑な遂行を支援しており、第4期対策へ移行しても、協定の維持・拡大が図られた。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

農作業の共同化や担い手への農地集積等による農業生産活動は広く取り組まれているが、収益性の高い園芸品目の導入や、6次産業化、都市農村交流などに取り組む集落が少ないのが課題である。

このため、出先機関の普及、農政、農村整備等の担当者で構成する支援チームの活動を通じて、集落の目指す姿と具体的な取組を定めた「地域ビジョン」の作成やリーダー育成など、市町村の推進活動を支援していく。